

Lesson 2

•第18回•

出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

第1問

次の中から、日本の消費税が課せられる行為を一つ選んでください。

- ①日本人観光客が外国で飲食した
 - ②外国人観光客が日本で飲食した
 - ③日本人（事業者でない）が、家庭で使わなくなった商品を隣人に売却した
 - ④日本人がその息子に金品を贈与した

解說

解説 消費税は、商品の売買やサービスの提供などの消費という行為に対して課税される税金です。

消費税の課税対象となる消費行為は、次の4つの要件を満たすものとされています。

⑦国内において行うもの

日本の消費税は、あくまでも日本国内での消費行為について課税されます。日本人が外国に行き、そこで消費行為をした場合、日本の消費税は課されますが、日本の消費税は課されません。

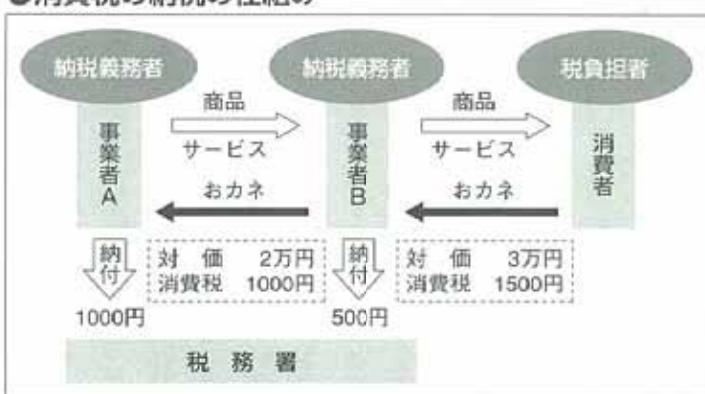
①事業者が事業として行うものの

消費税を支払うのは課税対象の消費行為を行った消費者ですが、消費行為の都度、税務署に税金を

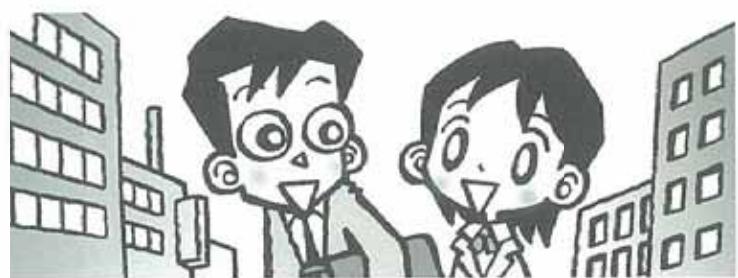
消費税は原則として、消費行為の見返りに金銭を得て行われる取

以上から、正解は②です。

●消費税の納税の仕組み



ステップアップ法務・税務・財務



テーマ

消費税の仕組み

- ・土地の売買
- ・1年間の住宅の貸付
- ・健康保険の適用を受ける医療行為
- ・行政手数料
- ・預貯金や貸付金の利子
- ・信用保証料、保険料
- ・郵便切手、印紙、商品券などの譲渡
- ・有価証券等の譲渡
- ・支払手段（手形・小切手など）の譲渡
- ・駐車場・グラウンドといった施設やサービスの提供を伴う貸付は除く

解説

消費税の課税対象となる取引については第1問で確認しましたが、消費として性格上なじまない、または社会政策的配慮により非課税とされている取引があります。

主なものは次のとおりです。

・土地の売買、譲渡、貸付（貸付期間が1ヶ月未満の一時貸付や、

駐車場・グラウンドといった施設やサービスの提供を伴う貸付は除く

・有価証券等の譲渡

・支払手段（手形・小切手など）の譲渡

・預貯金や貸付金の利子

・信用保証料、保険料

・郵便切手、印紙、商品券などの譲渡

・行政手数料

第2問

次の申から、消費税が非課税とされている取引をすべて選んでください。

- ①土地の売買
- ②1年間の住宅の貸付
- ③健康保険の適用を受ける医療行為

未満の一時貸付は除く
・社会保険医療
・介護保険サービス
・社会福祉事業
・学校教育・教科用図書の譲渡
・助産料、埋葬料、火葬料
・一定の身体障害者用物品の譲渡

- ・為替手数料
- ・住宅の貸付（貸付期間が1ヶ月未満の一時貸付は除く）

以上から、正解は①②③です。

第3問

輸出入取引に関する消費税について述べた次の文章のうち、正しいものはどちらですか。

①日本国外に輸出される取引についても、日本の消費税が課税される

②外国製品の輸入取引については、引き取る際に消費税を支払う

解説

日本の消費税は、日本国内での消費行為が課税対象ですので、日本国内での消費が予定される輸入取引については、原則として消費税が課されます。一方、外国での消費が予定される輸出取引については、消費税を課さないこととしています。

まず輸入取引では、外國から輸入された貨物を引き取る際に、税関において消費税を納めることに

なります。これは事業者だけに限らず、消費者についても引取りの際に消費税を支払います（ただし、旅行者が外國から持ち帰る土産品のうち、軽微な金額のものには課税しないこととなっている）。

国外に輸出される取引については、その輸出先の国の消費税が課せられるので、日本の消費税は免除されています。